

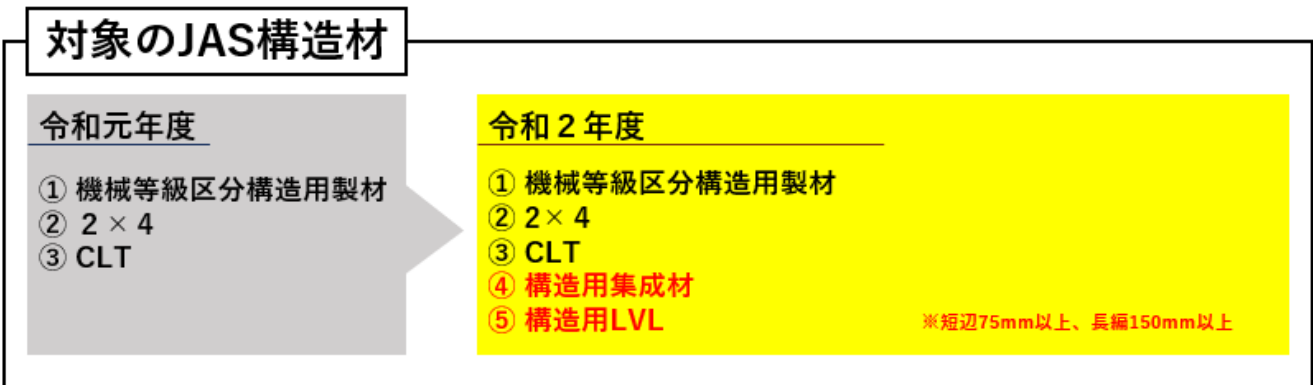
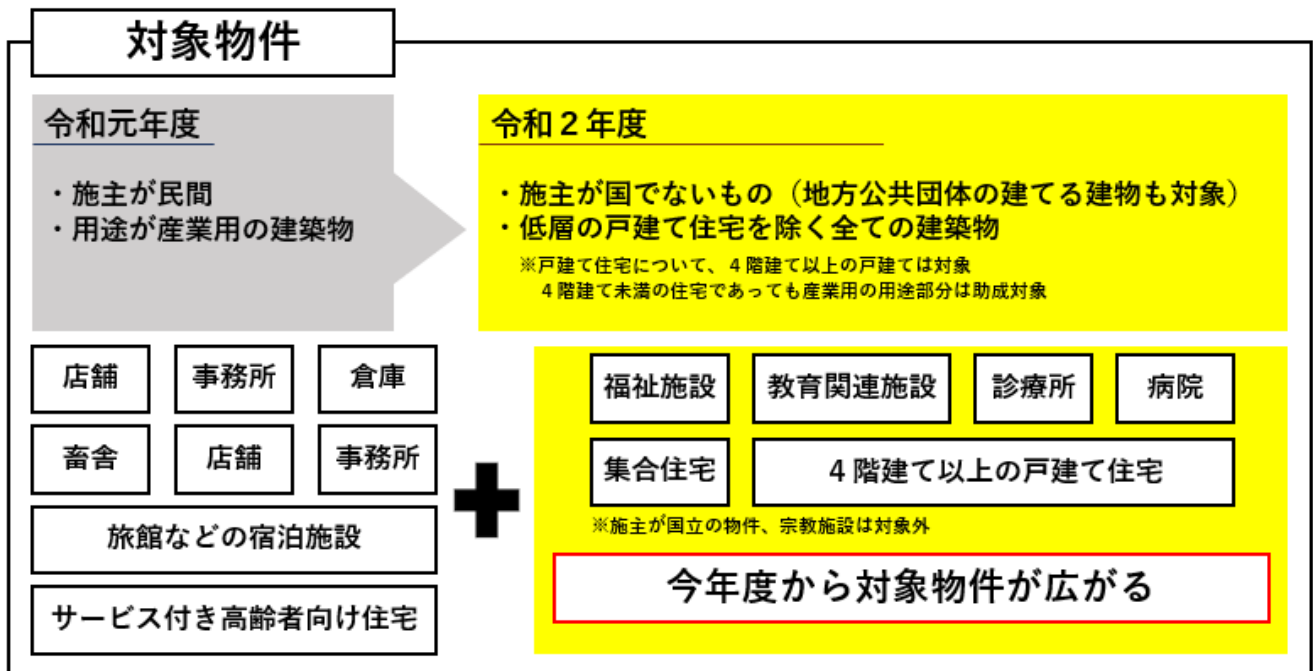


### ◇令和2年度、JAS 構造材利用拡大事業が実施 ①

JAS 構造材を利用する建築物の実証事業に対して調達費の一部が助成される

JAS 構造材活用宣言事業における登録事業者が、低層の戸建て住宅を除く建築物において、構造部分に JAS 構造材を利用することを通じて、設計・調達・施工時等における JAS 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行う。

### 令和2年度は、対象となる物件・構造材が拡大される



## ◇実施の流れ



※事前に、JAS 構造材活用宣言事業における登録が必要

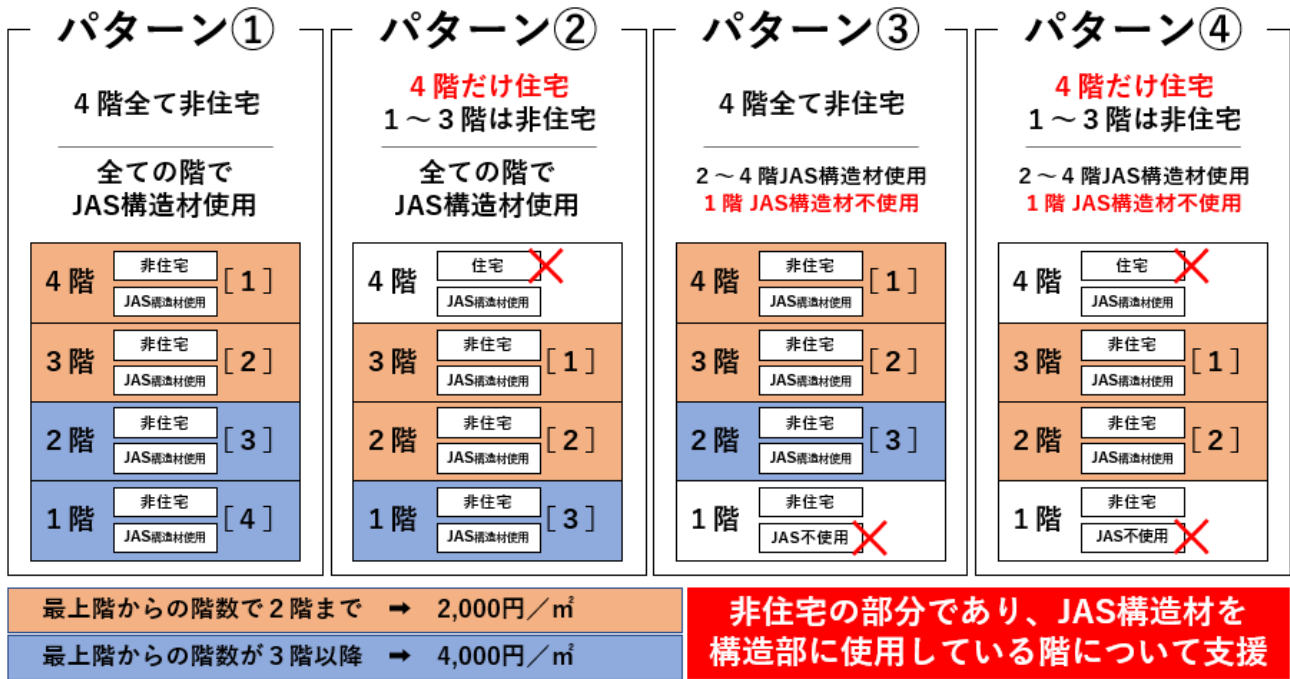
JAS 構造材活用拡大宣言事業 募集概要	
対象者	木造非住宅建築物の施工関係者 (施主・設計者・施工者・木材関連事業者) ※昨年までに事業宣言された方の申請は不要
提出資料	・ JAS 構造材活用拡大宣言登録申請書 (宣言様式 1 号) ・ 誓約書 (宣言様式 2 号) ・ 提出企業の概要がわかる資料 (株主総会資料、会社概要など) JAS 構造材活用宣言事業 こちらからダウンロード <a href="https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou1/">https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou1/</a>
募集期限	2020 年 3 月 30 日～2021 年 3 月 29 日
提出先	一般社団法人 全国木材組合連合会

## ■ JAS 構造材個別実証支援事業 (個別実証事業者の申請の要件)

個別実証事業に申請できる者は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

1. JAS 構造材活用拡大宣言事業で登録を受けた事業者
2. 建築確認申請、又は建築工事届で施工者として確認できる事業者、  
又はその事業者から本事業を申請する権利の委譲を受けた者
3. 建築事業者または大工工事業の認可を受けた事業者
4. 法人格を有する
5. 申請数が 3 件以上の事業者はクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者
6. 申請数が 3 件以上の事業者は、工場全体の原木買取量を前年実績と同等、増加させることを目的に山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した JAS 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請

# ◇JAS 構造材個別実証支援事業・・・階数の考え方



◇上限について 延べ床面積 1000㎡以上、4階以上の物件は1件あたり3000万円  
延べ床面積 1000㎡未満、4階未満の物件は1件あたり1500万円

## ◇助成金算出例

機械等級製材及び目視等級製材の合計材積の20% + 2×4製材材積 + CLT材積の合計と同材積を上限

階数・面積 用途	4階建て木造軸組み工法建築物 床面積50㎡/階 1階店舗 2-3階事務所 4階住宅			使用量	調達額	単価
助成対象木材	JAS構造材	機械等級製材（非住宅）		20m <sup>3</sup>	60万円	3万円/㎡
		目視等級製材（非住宅）		10m <sup>3</sup>	25万円	2万5千円/㎡
		（住宅）		5m <sup>3</sup>	12万5千円	同上
	その他林産物JAS	構造用合板（非住宅）		15m <sup>3</sup>	30万円	2万円/㎡
		フローリング材（非住宅）		5m <sup>3</sup>	25万円	5万円/㎡
		（住宅）		1m <sup>3</sup>	5万円	同上
		集成材（非住宅）		3m <sup>3</sup>	9万円	3万円/㎡

### ・床面積による算出方法

JAS構造材 1階(4000円×50㎡)+2階(2000円×50㎡)+3階(2000円×50㎡)=40万円①  
 その他JAS林産物 対象材積(20㎡+10㎡)×20%=6㎡  
 フローリング材5㎡(25万円)と集成材1㎡(3万円)の調達費×1/2=14万円②

算出助成額 ①40万円 + ②14万円 = 54万円

### ・実際調達費による算出方法

JAS構造材 60万円+25万円=85万円①  
 その他JAS林産物 対象材積 機械等級製材20㎡+目視等級製材10㎡×20%=6㎡  
 フローリング材5㎡(25万円)と集成材1㎡(3万円)の調達費×1/2=14万円②

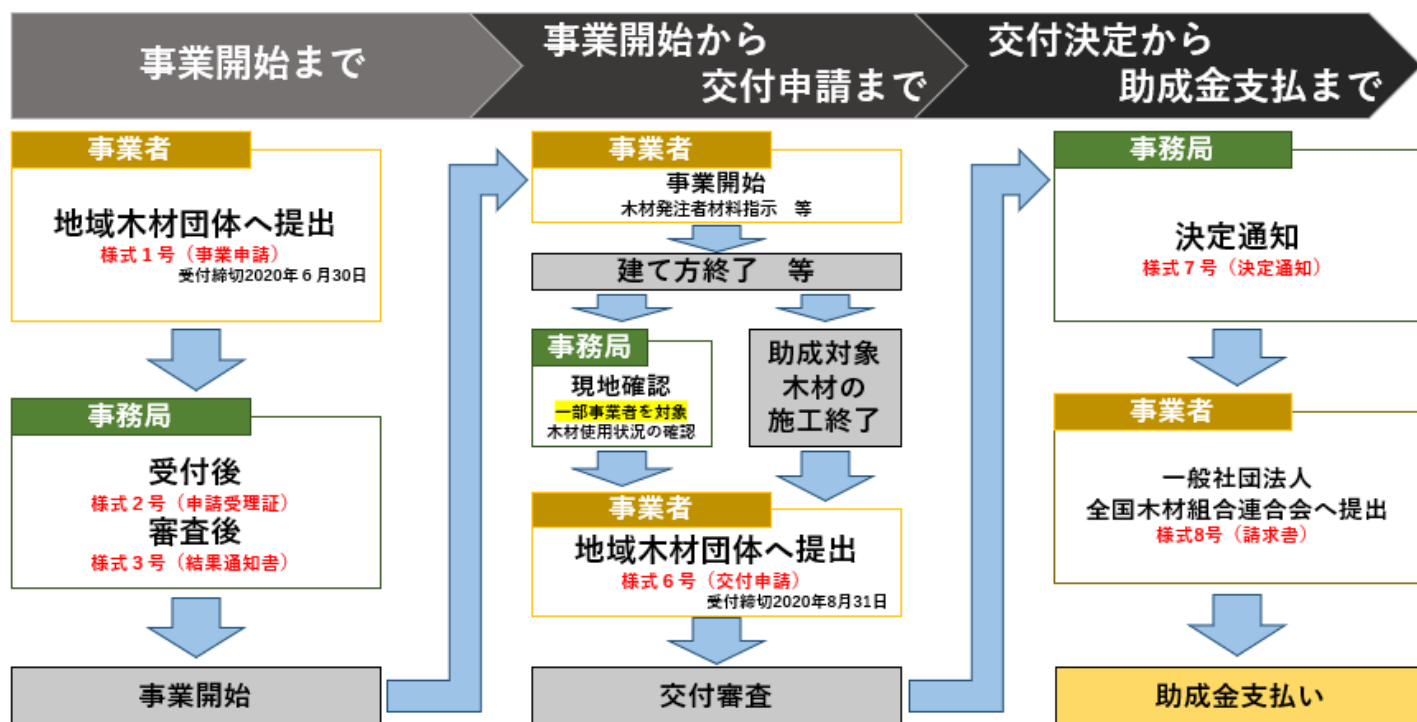
算出助成額 ①85万円 + ②14万円 = 99万円

公募要領はこちら

<https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou2/>

## ◇事業のフロー図

事業開始までに、事業者は事業申請を事務局へ提出。事務局より受付・審査後、受理書・通知書の結果により事業開始、事業開始後は助成対象木材の施工終了等の後、交付申請を行います。交付審査が行われ事務局より決定通知。事業者はその後、一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付し、その後正式に助成金が支払われるという仕組みになります。事業申請を行う際に提出する内容と交付申請を行う際に提出する内容は重複するものもありますが、内容に変更があった場合はその点も記載することも必要とされ、記録写真等も提出すべき内容に含まれていることを把握した状態で事業を開始してください。



## ◇事業申請について

### 事業申請の受付締切は2020年6月30日までに延長されました

申請先は申請する物件の住所にある地域木材団体です。

提出物は

- 1) 様式1号 JAS 構造材個別実証支援事業申請書
- 2) 林産物 JAS の予定使用量及び予定調達額がわかる資料
- 3) 建築工事届のコピー (受付印必須)
- 4) 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等
- 5) 建築工事業・大工工事業の許可証
- 6) 助成金振込先の銀行口座情報
- 7) 申請数が3件以上の事業者は  
クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証コピー
- 8) 申請数が3件以上の事業者は、安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請

◆◆◆◆◆各申請書・届け出書はこちら → <https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyoubu2/> ◆◆◆◆◆

## ◇交付申請

交付申請時には提出する必要がある内容が多いので注意が必要です。何度も確認しましょう。

申請する先は、対象物件のある住所にある地域木材団体です

## 交付申請の受付締切は 2020 年 8 月 31 日までに延長されました

- 1) 様式 6 号、様式 6 号-2 JAS 構造材個別実証支援事業助成金交付申請書
- 2) 建築確認申請受領証のコピー
- 3) 記録写真
  - ・材料荷受け時の検収写真（検収毎）
  - ・助成対象木材の部材種ごとの写真（部材種ごとに 1 枚以上）
  - ・建て方終了時に建物の全景写真（2 方向から）について①工事名②撮影日時③部材種を記載した黒板と共に撮影したもの
- 4) 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が判別可能な・・・平面図・軸組図・梁伏せ図  
※事業申請時から変更があった場合は明記すること  
交付決定以降に材料発注がされたことがわかる資料・・・発注書、材料指示書 等  
※発注請書では代用不可
- 5) 調達費算出シート  
林産物 JAS の使用量及び調達額がわかる資料
- 6) 交付決定以降に材料発注がされたことがわかる資料
- 7) 助成対象林産物 JAS の実調達費がわかる資料・・・木拾い表・請求書・領収書 等
- 8) 林産物 JAS であることがわかる資料
- 9) 合法伐採木材であることがわかる資料
- 10) その他事務局が助成金の査定に必要な資料